

下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金交付要綱

令和 7年 6月 10日

(目的)

第1条 下北ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）は、下北ジオパーク推進協議会会則（平成25年1月28日制定）第3条に掲げる事業を推進するため、研究を実施する個人に対し、研究成果の国際的な発信を促進することを目的として、予算の範囲内において、下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、下北ジオパーク推進協議会補助金等に関する規程（平成29年7月3日制定）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、下北ジオパークを対象とする研究成果のオープンアクセスジャーナル（以下「ジャーナル」という。）への公表に関する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、下北ジオパークに係る研究の実施経験があり、過去に査読付英語論文執筆経験のある個人を補助対象者とする。

(補助金の対象事業期間)

第4条 補助金の交付の対象となる事業期間は、補助金の交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金選考委員会の設置)

第6条 補助金を交付する者（以下「補助金交付者」という。）及び補助金の額を決定するに当たり、下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(選考申請手続き)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、選考委員会による選考を受けるため、次に掲げる書類を会長が定める日までに提出するものとする。

- (1) 下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金交付要望書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 研究業績一覧表(様式第3号)
- (4) 在学証明書(学生の場合)

(選考結果の通知)

第8条 補助金交付者及び補助金の額は、選考委員会の選考を経て会長が決定するものとし、下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金選考結果通知書(様式第4号。以下「結果通知書」という。)により通知する。

(補助金の交付申請)

第9条 選考委員会の選考により決定した補助金交付者(以下「採択者」という。)は、結果通知書の到達後、補助金の交付の申請をするため、速やかに下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金交付申請書(様式第5号。以下「交付申請書」という。)を会長に提出するものとする。

2 採択者は、交付申請書を提出する際に、選考委員会に提出した実施計画書に変更があったときは、計画変更届(様式第6号)を会長に提出するものとする。ただし、会長は、変更の内容が過大である場合、選考の結果を取り消すことができる。

3 採択者は、交付申請書を提出する際に、事業を実施できなくなった場合は、下北ジオパーク査読付英語論文化補助金交付辞退届(様式第7号)を会長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第10条 会長は、補助金の交付が決定した事業(以下「交付決定事業」という。)について、採択者に下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知する。

(実施計画の変更又は中途辞退)

第11条 採択者は、補助金の交付決定後に補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金変更届(様式第9号)を、研究を中途辞退しようとする場合は下北ジオパ

ーク査読付英語論文化支援補助金対象中止届（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する届出があったときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金変更決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（成果報告）

第12条 採択者は、事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 下北ジオパーク査読付英語論文化支援事業に係る報告書（様式第12号。以下「報告書」という。）

(2) 投稿論文がジャーナルに受理されたことを証明できる文書、メール等

(3) ジャーナルに受理された論文

(4) 経費収支決算書（様式第13号）

(5) 補助対象経費に関する領収書又は支払いを証明する書類の写し

（審査等）

第13条 採択者から提出された報告書は、採択者から提出された実施計画書と比較し、内容の妥当性等を審査する。

2 採択者から提出された経費収支決算書は内容を審査のうえ、補助金の交付額の確定を行い、下北ジオパーク査読付英語論文補助金交付額確定通知書（様式第14号）により通知する。

3 採択者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、選考委員会の議を経て、補助金の全部又は一部を減額するものとする。

(1) 報告書の研究内容が実施計画書の研究課題と著しく相違する場合

(2) 補助金に不要額が生じた場合

(3) 補助対象事業を放棄した場合

（補助金の請求）

第14条 補助金の請求は、下北ジオパーク査読付英語論文化支援補助金請求書（様式第15号。以下「請求書」という。）を会長に提出して行うものとする。

(部分払い)

第15条 会長は、補助金の一部を部分払いすることができる。この場合において、部分払いができる額は、会長が認める額とする。

2 採択者は、前項の規定による部分払いを受けようとするときは、下北ジオパーク査読付英語論文補助金部分払申請書（様式第16号）を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めたときは、下北ジオパーク査読付英語論文補助金部分払決定通知書（様式第17号）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた採択者は、補助金の部分払いの請求について、請求書を会長に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7年 6月 10日から施行する。

別表（第5条関係）

| 費 目 | 内 容 | 補助金の額 |
|-------|---|--|
| 英文校閲費 | 投稿する論文の外国語翻訳・校閲サービスの申込に係る経費 | 補助対象経費の定額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。 |
| 論文投稿料 | ジャーナルへの論文の投稿に係る事務手数料及びArticle Processing Chargeに係る投稿手数料 | |
| その他 | ジャーナルへの申込等に係る振込手数料等 | |